

三次市教育委員会議案第4号

令和7年度就学児等の措置について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条及び第11条の規定により、障害のある児童の就学について、別紙のとおり提案する。

令和7年4月21日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範